

記入例

令和〇〇年 〇月〇〇日

山元町長 殿

居宅支援事業者名称 **居宅介護支援事業所
ホッキー**
介護支援専門員氏名 **発起井 太郎**

要介護認定有効期間の半数を超える短期入所サービス利用の承認について（依頼）

下記の者に対する短期入所サービスの利用について承認願います。

被保険者名	浅生 はら子	被保険者番号	0	0	0	0	0	9	9	9	9	9
住 所	山元町浅生原字作田山〇〇番地											
要介護度認定有効期間	令和 3 年 4 月 1 日 ~ 令和 4 年 3 月 末日 (要介護度 : 要介護 1・2・ 3 ・4・5)											
利用施設名称	ショートステイ おとろべー											
短期入所 (法定実績・ 予定日数)	R3 年 4月 (実績 ・予定)	10日	R3 年 8月 (実績 ・予定)	15日	R3 年 12月 (実績 ・予定)	18日	合計 201日					
	R3 年 5月 (実績 ・予定)	18日	R3 年 9月 (実績 ・予定)	20日	R4 年 1月 (実績 ・予定)	16日						
	R3 年 6月 (実績 ・予定)	16日	R3 年 10月 (実績 ・予定)	21日	R4 年 2月 (実績 ・ 予定)	15日						
	R3 年 7月 (実績 ・予定)	18日	R3 年 11月 (実績 ・予定)	19日	R4 年 3月 (実績 ・ 予定)	15日						
認定有効期間 の半数を超え る理由	本人の状況 :											
	介護者の状況 :											
	今後の計画予定 :											
施設入所申込み状況	1. 介護老人福祉施設 2. 介護老人保健施設 3. 介護療養型医療施設 4. その他施設 () 5. 申込みしていない											
添付書類	1. 計画書 第1表 第2表 2. 利用者基本情報及び直近のアセスメント表											

※認定有効期間が1年を超える者は、承認依頼期間を1年とする。

裏面の注意事項をご確認のうえ作成してください。

要介護認定有効期間のおおむね半数を超える短期入所サービスの利用について

居宅サービス計画作成にあたっては、短期入所サービスの利用日数が、認定有効期間のおおむね半数を超えないようにしなければならないとされています。

しかし、利用者の心身の状況および本人、家族の意向に照らし、特に必要と認められる場合は、認定有効期間の半数を上回る日数の短期入所サービスを居宅サービス計画に位置付けることも可能とされています。

山元町では、介護給付適正化の観点から、短期入所サービスが認定有効期間のおおむね半数を超える理由について確認を行っています。

つきましては、短期入所サービスの利用累計日数が認定有効期間のおおむね半数を超える場合には、「認定有効期間のおおむね半数を超える短期入所サービス利用届出書」を、関係書類を添えて山元町に提出してください。

【届出書類】

- ・認定有効期間のおおむね半数を超える短期入所サービス利用届出書
 - ・直近の居宅サービス計画書（第1表、第2表）
 - ・利用者基本情報及び直近のアセスメント表
- ※短期入所の必要性について詳しく議論した内容が直近以外の書類に記載されている場合は、該当部分も合わせて提出してください。

【届出時期】

認定の有効期間ごとに、有効期間のおおむね半数を超えると見込まれる月の前月末までに提出

【留意事項】

- ・短期入所サービスの利用については、有効期間のおおむね半数を超える場合であっても、その利用者の心身の状況等を十分に勘案し必要最低限にとどめるよう努めてください。
- ・介護保険施設への入所申し込みを行うなど、半数を超えての利用について早期解消に努めてください。
- ・次期有効期限においても、おおむね半数を超える見込みとなった場合は、再度提出をお願いします。
- ・1回の申請に対し承認期間は最長12ヶ月としています。有効期間が24ヶ月から48ヶ月の利用者については、12ヶ月毎に利用回数の算定を行い、半数を超える場合は、再度申請書の提出をお願いします。